

沿岸広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年4月4日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜峠平田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第6地割95番5地先から第5地割16番2地先まで	新	C 27.3～16.0 m	m 395.0
釜石市大字平田第6地割95番5地先から第5地割16番6地先まで	旧	A 11.5～6.0	400.0
釜石市大字平田第3地割14番1地先から21番8地先まで		B 6.0	227.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年4月4日から同年5月8日まで